

第4章 都市施設

道路、公園、下水道などの都市施設は、円滑な都市活動を支え、都市の利便性の向上や良好な都市環境を確保する上で必要な施設です。この様な施設を都市の将来像の実現に向けて、まちづくりを計画的かつ総合的に進めるために、都市計画に定めています。

1 道路

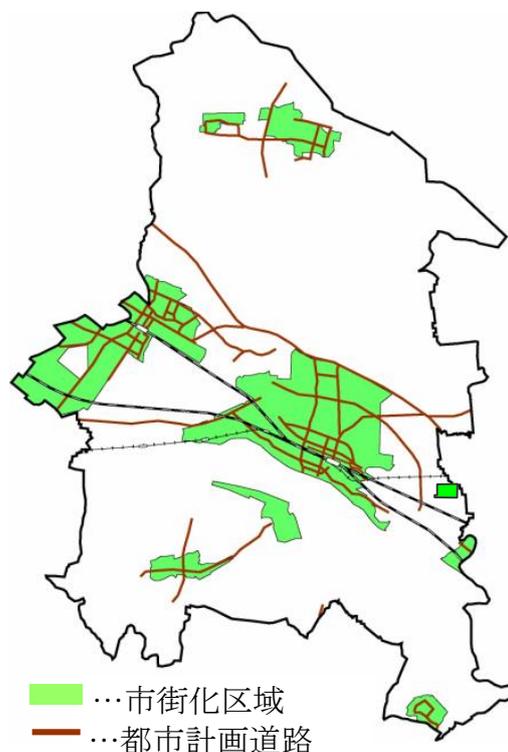
(1) 都市計画道路

都市における道路は、交通施設としての役割のほか、公共施設（上下水道、ガス管等）の埋設や、都市環境・防災の面で有効となる空間の確保、また、街区や市街地を形成するなど多様な機能を有しています。

特に都市計画に定めた道路は、都市の骨格を形成する重要なものであり、長期的視点から計画的に整備を行う必要があります。

熊谷市の都市計画道路は、令和5年4月1日現在、50路線、92.40km（市内延長）が計画決定されています。

（都市計画道路一覧 資料編）



(2) 駅前広場

駅前広場は、道路と鉄道駅に接続して設けられる広場で、都市の玄関口となるほか、駅に集中する人や車両の交通を円滑に処理します。都市計画では、道路の一部として計画決定を行っています。

■ 駅前広場の決定状況

鉄道名	広場名	計画面積 供用面積	都市計画道路名	告示年月日・番号
J R 上越・ J R 北陸 新幹線 J R 高崎線 秩父鉄道	熊谷駅北口	約5,100㎡ 約5,200㎡	3・4・2 熊谷駅通線	当初決定) 昭和21年10月 5日 戦災復興院告示第108号 最終変更) 平成20年11月28日 埼玉県告示第1597号
	熊谷駅南口	約7,000㎡ 約7,000㎡	3・5・9 南駅通線	当初決定) 昭和29年 8月26日 建設省告示第1367号 最終変更) 平成20年11月28日 熊谷市告示(乙)第256号
	熊谷駅東口	約2,100㎡ 約2,100㎡	3・4・46 熊谷駅東口線	当初決定) 平成13年 1月24日 熊谷市告示(乙)第13号
J R 高崎線	籠原駅北口	約5,300㎡ 約5,300㎡	3・4・14 籠原駅北口線	当初決定) 昭和37年12月20日 建設省告示第3151号 最終変更) 平成20年11月28日 埼玉県告示第1597号
	籠原駅南口	約5,600㎡ 約5,600㎡	3・4・16 籠原駅南口線	当初決定) 昭和37年12月20日 建設省告示第3151号 最終変更) 平成20年11月28日 埼玉県告示第1597号

2 駐車場

(1) 自動車駐車場

道路が自動車の走行空間であるのに対して、駐車場は目的地における自動車の受け皿となる施設であり、道路と一体となって円滑な自動車交通を支える重要な都市施設です。

熊谷市では、自動車交通が特に集中する中心市街地（本町、鎌倉町及び熊谷駅を中心とした区域）を駐車場整備地区として都市計画に定めています。この地区内では、熊谷市建築物駐車施設附置条例により一定の建築物に対して駐車施設の整備を義務づけているほか、本町駐車場を自動車駐車場として都市計画決定し、整備を行いました。



■自動車駐車場都市計画決定の概要

名称	位置	面積	最終告示年月日・番号	構造	備考
本町駐車場	熊谷市 本町一丁目	約 1,800㎡	平成 7年 3月17日 熊谷市告示(乙)第26号	自走式 地上6階7層	駐車台数 約300台 出入口3カ所

(2) 自転車駐車場

公共の場所における自転車の放置は、歩行者の安全で快適な通行を阻害するばかりでなく、まちの美観を損なうなど都市における社会問題の一つになっています。

熊谷市では、この問題に対処するため、籠原自転車駐車場を自転車駐車場として都市計画決定し、整備を行いました。



■自転車駐車場都市計画決定の概要

名称	位置	面積	最終告示年月日・番号	構造	備考
籠原自転車駐車場	熊谷市 新堀字新堀西	約 730㎡	昭和57年 3月 8日 熊谷市告示第14号	自走式 地上1階	駐車台数 約420台

3 公園・緑地

公園・緑地は良好な都市環境の形成に寄与するとともに、災害時の避難場所として、健全なスポーツの場として、又は、市民の憩いの場や文化コミュニケーションの場としても供することのできる多様な機能を有するオープンスペースとして極めて重要な役割を果たしています。

熊谷市における都市計画公園（国営・県営を含む）は、昭和26年に南運動場を都市計画決定以来、現在までに77箇所532.45haを計画決定し、77箇所462.50haが開設されています。このほか、都市計画公園に準ずる公園を含めると、146箇所491.98haが開設され、市民一人当たり25.07㎡（令和5年4月1日現在）となっています。

（都市計画公園一覧 資料編）

■熊谷市の都市公園

令和5年4月1日現在

種 別	内 容	計 画		開 設	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	55	13.09	55 (51)	13.29 (13.71)
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	8	11.70	8 (2)	11.82 (3.75)
総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	3	40.25	3	38.89
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園	2	32.50	2 (1)	32.46 (2.35)
歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園	1	0.30	1	0.30
広域公園	市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園	2	123.70	2	112.30
緑 地	主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	6	310.91	6 (15)	253.44 (9.67)
合 計		77	532.45	77 (69)	462.50 (29.48)

※ 国営・県営公園を含む

※ () は都市計画決定していない公園

4 下水道

下水道は、公衆衛生の向上や河川、湖沼等の公共用水域の水質保全、市街地の浸水防除などを図る施設であり、清潔、安全で快適な生活環境を確保するために必要不可欠な都市施設です。

現在、熊谷市には、荒川左岸北部流域関連熊谷公共下水道事業と妻沼公共下水道事業があります。

熊谷公共下水道事業は、昭和31年に旧市街地の一部の下水排除を目的に着手しました。その後、昭和46年4月に荒川左岸北部流域下水道（関係都市5市1町）が埼玉県の事業として発足したため、熊谷公共下水道事業は、流域関連熊谷公共下水道事業として再出発することとなりました。このため、昭和47年3月の荒川左岸北部流域下水道計画に基づいて基本計画を策定し、その一部の地域である事業計画区域内の整備を進めています。

妻沼公共下水道事業は、利根川流域別下水道整備総合計画が昭和50年に策定され、公共下水道の整備が不可欠との判断から、平成元年度に基本計画を策定し、その一部の地域である事業計画区域内の整備を進めています。

■公共下水道事業の計画

	荒川左岸北部流域関連 熊谷公共下水道事業			妻沼公共下水道事業		
	汚水		雨水	汚水		雨水
	面積	人口		面積	人口	
行政区域面積	15,988 ha					
全体計画	4,544.7 ha	127,000 人	4,834.6 ha	390.5 ha	8,900 人	431.0 ha
都市計画決定	2,243.7 ha	88,100 人	2,243.7 ha	243.8 ha	8,120 人	243.8 ha
事業計画	2,096.1 ha	85,830 人	956.6 ha	230.3 ha	6,990 人	229.8 ha

■公共下水道普及状況

令和5年3月31日現在

	熊谷市	〈内訳〉			
		荒川左岸北部流域関連 熊谷公共下水道事業		妻沼公共下水道事業	
		汚水	雨水	汚水	雨水
事業計画区域面積 (A)	2,326.4 ha	2,096.1 ha	956.6 ha	230.3 ha	229.8 ha
整備面積 (B)	1,898.1 ha	1,722.1 ha	603.0 ha	176.0 ha	100.6 ha
整備率 (B/A)	81.6 %	82.2 %	63.0 %	76.4 %	43.8 %
行政人口 (C)	192,465 人				
区域内人口 (D)	92,837 人	88,543 人	—	4,294 人	—
普及率 (D/C)	48.2 %				
水洗化人口 (E)	86,608 人	82,409 人	—	4,199 人	—
水洗化率 (E/D)	93.3 %	93.1 %	—	97.8 %	—

5 処理施設等

快適な都市生活を営むため欠くことのできない都市施設に、汚物処理場、ごみ焼却場、市場などがあります。これらの施設を建設する場合には、建築基準法第51条の規定に基づき原則として都市計画にその敷地の位置を決定することとされています。

(1) 汚物処理場

汚物処理場は、公共下水道の整備が行われていない地区等のし尿と浄化槽汚泥を浄化処理するための施設です。熊谷市では、熊谷市立杣殿処理場（第一水光園）と荒川南部環境センターの2箇所を都市計画決定しています。

■汚物処理場の都市計画決定の概要

名 称	位 置	面 積	最終告示年月日・番号
熊谷市立 ^{そまどの} 杣殿処理場	熊谷市上之字向杣殿	約 1.39ha	昭和33年 2月10日 建設省告示第172号
荒川南部環境センター	熊谷市津田字埋田	約 0.70ha	平成19年 2月 2日 熊谷市告示(乙)第15号

(2) ごみ焼却場、ごみ処理場

人口の増加や生活様式の変化などにより、ごみの排出量が増加し、質的にも大きく変化してきました。熊谷市では、これに対応するため、昭和43年にごみ焼却場1箇所を都市計画決定しました。現在はごみ焼却場3箇所と、ごみ処理場1箇所を都市計画に定めています。

■ごみ焼却場の都市計画決定の概要

名 称	位 置	面 積	最終告示年月日・番号
熊谷衛生センター	熊谷市西別府字横間栗・寺田	約 3.40ha	平成13年 4月27日 熊谷市告示第98号
大里南部環境福祉一部事務組合ごみ焼却場 (大里南部清掃センター)	熊谷市千代字東原	約 1.02ha	昭和53年8月11日 江南村告示第53号
妻沼清掃センター	熊谷市弥籐吾字寺窪・上根字北浦・江波字上北浦	約 1.30ha	平成19年 2月 2日 熊谷市告示(乙)第16号

■ごみ処理場の都市計画決定の概要

名 称	位 置	面 積	最終告示年月日・番号
大里広域市町村圏組合粗大ごみ(併用)処理場	熊谷市大麻生字大蔵屋敷	約 1.30ha	昭和57年 3月 8日 熊谷市告示第15号

(3) 市場

卸売市場は、生産者と消費者間を結ぶ流通機構の一環として、野菜・果実・食肉・鮮魚等の卸売をする市場で、中央卸売市場、公設地方卸売市場、民営地方卸売市場等があります。

熊谷市では、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものはありませんが、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、熊谷青果市場等の建築の許可をしています。

(4) と畜場

と畜場は、食用にする目的で牛・馬・豚等をと殺、解体するために設置する施設です。

熊谷市では、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものはありませんが、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、と畜場の建築の許可をしています。

(5) 火葬場

熊谷市では、施設の老朽化に伴い熊谷市火葬場（メモリアル彩雲）を平成7年に都市計画決定し、整備を行い近代化を図りました。

■熊谷市火葬場都市計画決定の概要

名称	位置	面積	最終告示年月日・番号	備考
熊谷市火葬場	熊谷市大原二丁目・ 円光二丁目	約 1.01ha	平成 7年 1月25日 熊谷市告示(乙)第8号	火葬炉 6基

